都道府県医師会 担当理事 殿

> 公益社団法人日本医師会 感染症危機管理対策室長 釜 萢 敏 (公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の 移行及び公費支援の具体的内容について」の改正について(Q&A の追加等)

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力賜り、厚く御礼申 し上げます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」(令和5年3月10日)の基本的考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容を具体的に示すものとして、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日、3月29日最終改正)について、本会から令和5年4月4日付日医発第27号等によりお知らせ申し上げているところです。

今般、令和5年4月11日付で上記事務連絡の別紙Q&Aの一部改正及び問の追加がなされる改正が行われましたのでご連絡申し上げます。

Q&A中、太字となっている部分が該当部分であり、下記の通りとなっております。

- ・【全般】 問 10~問 14 の追加
- ・【外来医療体制関係】問6の改正(応招義務における適切な受診勧奨)
- ・【入院体制関係】 問6の追加
- ・【病床確保料等関係】問1の改正(重点医療機関の施設要件及び看護体制)、 問4の追加

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、各都道府県行政等において本年4月21日までに作成する「移行計画」の検討・策定に当たって、引き続き貴都道府県行政等との協議・連携につき、一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。